

## 大日本帝國憲法

## 第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 天皇ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ傳スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ継體シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保特シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲堅吉ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ総令ヲ發ス
- 此ノ勅令ハ次ノ備考ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承認セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ權力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ創立スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保特シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシ人但シ命令ヲ以テ法律ヲ後更スルコトヲ禁ス
- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ職務又ハ他ノ法律ニ違例ケルモノハ各々其ノ権限ニ依ル
- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥及陸海軍團ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戒職ヲ宣誓ス
- 第十四條 天皇ハ軍事ヲ宣示シ和議書及條約ヲ締結ス
- 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ獎典ヲ授與ス
- 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復讐ヲ命ス
- 第十七條 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
- 天皇ハ天皇ノ名ニ於テ大號ヲ行フ

第二章 臣民権利義務

343

- 第一八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第一九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二〇條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
- 第二二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
- 第二四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ尊ハルコトナシ
- 第二五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルコトナシ
- 第二六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ
- 第二七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ
- 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三〇條 日本臣民ハ相富ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
- 第三一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ
- 第三二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス。

第三四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタ議員ヲ以テ組織ス。

第三五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス。

第三六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス。

第三七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス。

第三八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得。

第三九條 兩議院ノ一二於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス。

第四〇條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス。

建議スルコトヲ得ス。

第四一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス。

第四二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ。

第四三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ。

第四四條 臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル。

フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ。

第四五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ。

第四六條 衆議院ハ各々其ノ總議員三分の一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得。

第四七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル。

第十九條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ宗ノ決議ニ密リ秘密會ト爲スコトヲ得  
 第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニト奏スルコトヲ得  
 第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受クルコトヲ得  
 第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ據ケルモノノ外内閣ノ大臣ニ必要ナル時相即テ定ムルコトヲ得  
 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及奏聞ニ付院外ニ於テ賣ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ  
 第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除クノ外會議中其ノ院ノ許諾ヲクシテ邊境セラルコトナシ  
 第五十四條 諮議大臣及政府大臣ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ發言スルコトヲ得

#### 第四章 諮議大臣及樞密顧問

第五十五條 諮議各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス  
 凡テ法律並其ノ他事務ニ關ル諮詢ハ務大臣ノ副署ヲ要ス  
 第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ委託ニ附ヘ重要ノ事務ヲ督議ス

#### 第五章 司法

第五十七條 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ヲ依リ裁判所之ニ行フ  
 裁判所ノ權限ハ法律ヲ以テ之ニ定ム  
 第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス  
 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルコトナシ  
 懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ニ定ム  
 第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ニ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ處アルトキハ法律ニ密リ又ハ裁判所ノ半數ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六〇條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキセノハ別ニ法律ヲ以テ處定シ  
第六一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスル  
訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキセ  
ノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在  
ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルセノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契  
約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之  
ヲ徵收ス

第六四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ  
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝  
國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來  
増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又  
ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之  
ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國  
議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シ  
タル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ  
第七〇條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ  
情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ヘサルトキハ勅令ニ依  
リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ期期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ議案ニ求  
ムルヲ要ス

第71條 帝國議會ニ於テ豫算ニ認定セス又ハ總算成立ニ至ラサル  
トニハ政府ハ前年度ノ豫算ニ施行スヘシ

第72條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府  
ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ  
會計検査院ノ組織及職務ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

### 第七章 补則

第73條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ  
以テ該案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ納員三分ノ二以上出席スルニ非  
レハ該事ヲ問クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非  
サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第74條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ニ經ルニ要セス

皇室典範ニ以テ此ノ憲法ヲ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第75條 憲法及皇室典範ハ摺政ヲ廢クノ間之ヲ變更スルコトヲ得  
ス

第76條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヒタルニ拘ラス此ノ憲  
法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總て適用ノ效力ヲ有ス  
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第67條ノ例  
ニ依ル